

関西労災職業病4月号

(通巻第153号)

関西労働者安全センター 1987.4.10 発行
大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階
☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●第7回総会開かれる	1
●1987年度運動方針	2
●運営協議会役員	5
●シリーズ 保育労働者の労災職業病	6
●ゆき道カえり路⑩	8
●振動病治療指針に「科学的根拠なし」	9
●地域のページ	10
●前線から(ニュース)	11
●学習のページ	
胸部レントゲン撮影を考える⑤	13
●トランペット奏者の脳卒中労災	17

反動労働行政を全国の連携した力で打ち破ろう！

—センター第七回 総会開かれる—

三月二十日、大阪部落解放センターにて、センター第七回総会を開催した。

今回の総会は、労働関係法令の全面改悪、振動病打ち切りなど労災医療へのしめつけなどに象徴されるよう、労災職業病闘争にとって極めて厳しい最近の情勢の中にはあって、闘いの陣型をどのように整えていくのかという点について、重要な意義を持つものであった。決定された重

点方針、一般運動方針は後掲の通りであるが、まかりとおる反動労働行政を、全国的に連携した運動の力によって打ち破るために活動を今年のセンター運動の重要な柱として、進めていくことが決定された。

総会は、山本敬一議長の挨拶で始まり、続いて駆けつけた来賓からの激励と連帯の挨拶があった。全金大坂地本山原氏、全林野大阪地本の松田氏、北摂地区評労職対の豊田氏、岩井会の堀口氏が演壇に立ち、それぞれ労災職業病、安全衛生をめぐる闘いの今日的な意義を述べ、その重要性を述べた。

祝電、メッセージの披露の後、八六年度活動総括、八七年度運動方針の提案、討議、採択を行い、新役員、会員団体一丸となって八七年度も活動を進めていくことを意志一致した。

なお、総会に以下の方々の祝電、メッセージが寄せられた。

衆議院議員上田卓三、日本労働組合総評議会議長黒川武、日本社会党大阪府本部委員長井岡大治、日本社会党大阪府本部、自治労大阪府本部執行委員長山本万年、大阪総評、全国出稼組合会長栗林三郎、日教組公務災害対策委員会嘱託横丁郁朗、大阪市従業員労働組合、社会党港総支部書記長奥野正美、古座川山林労働組合、昭電塩尻公害職業病被害者同盟、総評全国一般長崎三菱連帯支部、東京東部労災職業病センター、三摩労災職業病センター、高知県労働安全衛生センター、大分県勤労者医療生活全センター、大分県勤労者医療生活協同組合理事長羽田野尚

(敬称略、順不同)

一九八七年度 運動方針

運動方針の 基調

一九八七年は、国鉄、鉄鋼の大量人べらしに象徴されるように、「「行革」攻撃、円高不況のさなか労働者を取り巻く情勢は極めて厳しい。そして、自民党政権の「行革」攻撃の中にあって、労働省も今や資本の意のままに動く、言わば「日本株式会社労務担当」の役割を演じている。労災保険法の改悪は使用者の意見申し出に止まらず、老齢年金など他の公的給付との減額調整問題など際限のない改悪の続行が計画されている。また自民党政権と独占資本は、この

間進めてきた労働関係法令の改訂、新設作業を今年の「労働基準法全面改訂」をなしとげることによって、資本にとって、「より安価に働かせやすい」労務管理体制を整えることに、一定のメドをつけようとしているのである。

こうした情勢のなかで「いのちと健康を守る」闘いには、一般的な既得権擁護の闘いでなく、労働者が

人間として健康に働く権利を拡大するという目的をさらに明確なものとして、言わば一からの運動の作り直しが必要とされているのである。

労働環境の著しい変化と、資本の攻勢に対し「健康に働く」ための闘いを、地域、職場で縦横に組織化していきことこそが関西労働者安全センターの基本的な役割であると考える。これら厳しい状況を踏まえ、八七年度の活動の基調を次のように定めたい。

第一には全国各地のセンター、および労災職業病戦線との共闘を重視し、労働行政の反動化に対する統一的な闘いを進めることである。各労働組合、各地の医療機関、そして専門家グループの個別の労災職業病に対する闘いを結び付け、全国レベルでの闘いを強化することは、極めて重要なことである。

第二には、八六年度までの闘いの成果をもとにした、地域、または職場段階での総括的整理と発展である。まず、労災認定闘争、安全衛生活動を担う職場活動家の交流と共に、闘うべき課題の提起を行い、恒常的な活動を地域職場に定着させることである。前年度総会まで方針のなかで強調してきた地域職場での「はびこり」を発展させ、言わば「磐」を形

成していく段階なのである。次に、

民営化、民間委託化そして合理化の

攻撃のさなかの官公労職場においては、安全衛生対策をその闘いの一つ

の環として推進し、労働者主導の運動としての闘いのモデルを作ること

である。公務災害認定問題、安全衛

生管理体制など、その体制は極めて

遅れているといつてよく、この面での闘いを推進すべく各単組、単産での闘いを活性化することである。

第七回総会を迎えた西労働者安全

センターの活動は順調に拡大してき

ているといえる。しかし、状況の変

化、逆流のなかで、一つ一つの日常

的活動だけでは決定的に不充分であ

り、新たな運動の陣型を整えること

が重要であり、それを足場に次の段

階へと進んでいく必要があるといえよう。そうした意味でこの八七年度

は新たな陣型作りへの一年として位

置付けたい。

2.

一般運動方針

- ① 職場地域における労災職業病闘争、安全衛生闘争の強化発展につとめる。
 - ② 针灸治療制限をはじめ、労災医療へのしめつけに対する闘いを強化する。
 - ③ 労災認定の闘い、労働行政に対する闘いを強化する。
 - ④ 労災裁判への支援を強化する。
 - ⑤ 柴田出稼訴訟、摂津市職牧野訴訟、全金松本製作難聴裁判、植田マンガン訴訟、兵福労吉岡頸肩腕訴訟。
 - ⑥ 全林野、全山労とともに高松高裁振動病不当判決、振動病一律打ち切りに対する闘いを強化する。
 - ⑦ 官公労働者とともに、公務災害闘する。
- ⑧ 全港湾とともに、じん肺闘争、港湾病闘争を引き続き推進する。
 - ⑨ 住電闘争など大企業における先進的闘いを支援し、安全・労災問題を通じて横の連絡共闘促進のため努める。
 - ⑩ 岩佐訴訟を支援するとともに、放射線被曝線量の基準緩和に反対する闘いなど、被曝労働問題についてのとりくみを強化する。
 - ⑪ 医療、法律など専門家グループ、および学生戦線との協力関係を強化する。
 - ⑫ 労災職業病闘争講座、针灸学習会、地域講座、セミナーなど教宣活動を強化する。また、機関誌の内容の充実、パンフレット発行などに努め、講読拡大に取り組む。
 - ⑬ 組織拡大、財政の安定のため奮闘する。

(14) 出稼、VDT労働、被災者の社会復帰、夜勤交替制勤務など、具体的な課題についての研究活動などを強化する。

(15) 総評大阪地評をはじめ、各地区

動病一律打ち切り、長期被災者の会復帰、夜勤交替制勤務など、具體的な課題についての研究活動などを強化する。

会復帰、夜勤交替制勤務など、具體的な課題についての研究活動などを強化する。

の専門的機能を強化する。

(5) 組織の拡大、整備および機関誌の拡大に取り組む

(2) 官公労働者のいのちと健康をまもる問い合わせのさらなる強化

取り組み、調査、分析などセンターの専門的機能を強化する。

評、地協との協力関係を拡充し、その他革新的労働団体、民主団体との連携に努める。また社会党をはじめとする革新政党との協力を

行う。全国的には各地の安全センター、労住医連、および日本労働者安全センターと協力を強化する。

活動の労働組合側からの活性化を図るよう促進する。

(3) 地域単位での活動の強化

したがい、継続的な取り組みをより重視して、加入単組を募る。また、組織形態についての検討を行い、社団法人化についても研究する。

重占卜力針

八六年度の東大阪、東南などの地域運動の発展をモデルに、他地域での交流会などの開催を促進し、労災職業病、安全衛生問題の定着化を図り、地域拠点、連絡所作りを行う。

(4) 職場における

日常的安全衛生活動の強化

労働行政の反動化を阻止しよう

労働基準法改悪をはじめとする関連法規の改悪に反対し、労災法改悪阻止の闘いを継続する。また、針灸打ち切り訴訟への支援を強化し、振

3.

職場の安全衛生対策の点検などの活動を労働組合と協力して推進する。

務め、労災職業病、安全衛生に関する運動の情報により広く知らせる。

「一九八七年度運營協議會役員

副議長	有元 幹明 (大阪市職港湾局支部)	事務局次長	小泉 恒一 (全港湾大阪支部)
東 啓次郎 (全通西大阪支部)	橋井 美信 (全金港合同支部)	同 同	大成 功一 (労災職業病研究会)
華川 万吉 (全港湾大阪支部)	金銅 正夫 (全林野大阪地本)	同 同	小林 真清 (全石油ゼネラル石油労組堺支部)
川村 横本 稲村 忠孝 祥文 (大阪市從港地協)	池野 竹雄 (住友電工労働者有志)	同 同	山中 順子 (全金オーシマ支部)
原田 原田 (全港湾建設支部)	清水 直樹 (全金港合同支部)	同 同	田中 経夫 (大阪労金労組)
竹田 藤原 宮本 幹二 (全金岩井計算センター支部)	顧問 (大阪地域合同労組)	会計監査 (会計)	中地 重晴 (南労会労組)
岡田 松久 竹田 秀樹 保 (京大安全センター)	同 同	鈴木 片岡 博施 明彦 (常任)	西野 泰 (医療法人南労会)
森田 中畑 村上 熹行 信 (全金ニッコー金属工業支部)	同 同	栗林 上田 三郎 卓三 (衆議院議員)	桑原 長野貴久子 (南労会労組)
大河内正博 (大阪市職港湾局支部)	同 同	牧内 尾上 正哉 文男 (社会党大阪府本部書記長)	紙谷 英信 (常任)
		加藤 尾上 芳英 文男 (大阪総評オルグ)	

保育労働者の職業病

—保育労働の負担姿勢と負担作業について(その3)

不自然な姿勢強いる

子供サイズ

保育所で使用されている机と椅子の寸法はどのくらいでしょうか。大阪市のある保育所での調査(*)によれば、表2(椅子)、表3(机)のごとくでした。

一二六・五一(二七+二〇+一七)
=六二・五

さらに、少し細かい話になりますが、日本女性(成人)の平均的身体寸法以下の通りです。
(身長)一五六寸(座高)八四寸
(目の高さ)一四五寸

ということは、表3と比較してみると、指先から机の上面までは、十ニ二二〇寸はなれている計算です。

実際に、例えば、机の運搬の場合、

(肩関節～肘関節) 二七・〇
(肘関節～手首関節) 二〇・〇
(手首関節～指先) 一七・〇
(肩関節までの高さ) 一二六・五
(おしり～膝) 五二・〇
(膝～上～床) 四七・五
したがって、立った姿勢で、手首を下方に下げたとき、床上から指先までの距離は、

一二六・五一(二七+二〇+一七)

表2 椅子の寸法及び重量

寸法 使用児	座面(cm)			背もたれ の高さ	重量 (kgf)
	高さ	幅	奥行き		
0~3歳	2.3	2.6	2.5	4.4	1.8~2.0
4~5歳	2.8	2.8	2.7	5.0	2.0~2.1
保母用	4.0				

表3 机の寸法及び重量

	高さ(cm)	幅(cm)	奥行き(cm)	重量(kgf)	備考
0~3歳	4.2	9.0	6.0	10.8	
2~3歳	4.5	8.2	4.2	7.5~8.0	1人用
4~5歳	5.0	9.7	4.4	9.4	1人用
保母用	7.0	6.0	4.5		1人用

しっかりとつかむとすれば、二〇^度 程度手指先を下げる必要があり、このときほぼ八〇度近い前傾姿勢になります。他に、机や机に座った子供を対象にして仕事をするときは、これらと、同様な姿勢になります。

少ない保母用の

椅子・机

また、椅子に関していうと、子供用の椅子に座ることが非常に多いことが指摘できます。

写真の食事介助の場合のように、子供相手のときばかりでなく、おた

より帳の記入など保母単独の仕事あ

るいは食事、子供たちと一緒に給食をとるとき、子供用の机、椅子を使

る、一日の作業の中で保母用の机を使うことはごく限られているといえ



その理由の大きなものが、保育室には、保母用の机、椅子は殆ど一組だけしかないことです。（もともと保母の数だけ机がおけるスペースがあるのかは疑問ですが。）

通常、椅子に腰掛けたとき、おしりの受ける荷重は、全体重の八五%、残りの体重は足裏にかかります。そのためには、おしり一膝の線と、膝一床の線がほぼ直角に交わるような椅子の高さが望ましいといえます。

しかし、子供用の椅子の高さが、二三^度二八^度（表2）のところ、膝から下が四〇^度ちょっとですから、写

真のように極めて不自然な位置になります。かつ、言うまでもなく、座面がおしりに比較してかなり小さいですから（担当年令が低いほど椅子は小さい）、局部的に荷重が加わるので、その重みを分散するために、肘を机についた前屈みが多くなってきます。

このように、前屈みや中腰と違つて一見楽に見える椅子に座った状態でもけつしてそうではないことがわかります。しかも、椅子に座つている時間は意外と長く、前回、前々回とりあげた〇才児担当 A 保母の場合、保育時間の十八%の時間は、椅子に座つていました。

大阪労災保険審査官が通災逆転認定決定

「めいてい」は調査不充分

全金大阪亞鉛支部のMさんが大阪労災保険審査官に審査請求を行って、いた通勤災害事件について、この三月十二日付けで原処分「不支給」を取り消す旨の決定が通知された。

Mさんは、一昨年暮れのある日、

夜勤の仕事を終えて社員送迎用バスの発車時間までの間に酒を飲み、少し仮眠をとった後に帰宅した。バスから国鉄に乗り換え、更に南海電車に乗り換えたが、途中で用便のため下車し、トイレに行つたあと、ホームで次の電車を待っているときに誤って線路に転落し、頭部に傷害を受けたものである。

労組では、通勤災害であるとして西労基署に補償請求書を出したが、

同署は「飲酒によるめいてい」が原因であり通勤災害とは認められないとの決定を去年三月二八日に下したために、審査請求を行っていたものである。

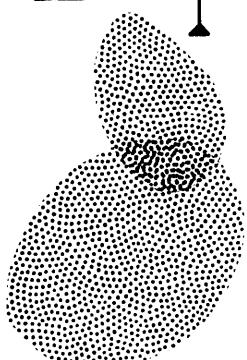
決定書によると、労基署は調査にあたって、救急車の救急隊員、かつきこまれた病院の医師から事情を聞き、「めいてい」状態と判断し、それが原因で転落したと判断したものであるが、労災保険審査官の調査によると酒を飲んだ時刻は午前四時半から十五分程度であり、酒の量は二合で、事故の発生した午前七時すぎには医学的にみても「めいてい」状態にあるとは言えない。したがって、労基署の決定は事実誤認であり、

「請求人（Mさん）の不注意による、単に通勤に伴う危険が具体化した現象にすぎないもの」と判断した。

この事件で、問題となつたのは、転落の原因が特定できなかつたという点で、それを労基署は「飲酒」という事実に求めた。しかし審査官は、それを誤認とした上で「本人の不注意」によって転落したのは「通勤に伴う危険の具体化」であると認定した。この判断は極めて常識的ものと言つてよく、評価してよいだろう。少なくともこれまでの、「石ころのあるような悪い道でこければ認められるが、舗装されたきれいな道ならダメ」というような硬直した判断から抜けたものと言える。

『科学的根拠なし』

日本産業衛生学会で全面批判――



昨年、労働省から出された振動病治療制限・打ち切り通達「改訂治療指針」の根拠である、労働省専門家会議報告書に関して「科学的な根拠に乏しい」との批判が相次いでいる

なか、四月七～十一日東京で開催された日本産業衛生学会でも、実証的な報告書批判を内容とする学会発表がかなりみられた。

産衛学会では、一九八〇年振動障害委員会報告を発表、学問的成果を総括し、提言を行っており、科学的に権威のあるものとされてきている。その意味からも学会では今後の振動病をめぐる状況に大きな影響を与えていたが、今学会において、

し、学会内に組織されている振動障害研究会において検討をすすめてきた。

昨年十一月の研究会で出された意見とあわせ、「報告書」は、科学的根拠なし」との結論をまとめ、学会として発表することが確認された。

ところで、「報告書」の最も基本的な問題として、その内容について学会における学問的検討を経ぬまま出され、それがそのまま労働省の施策となつたことがあげられる。専門家会議のメンバーはいずれも産衛学会会員でありながら、昨年の学会でそのサワリを明らかにしただけで、学会的なコンセンサスを経ずに出した、というのがほんとのところ。

それだけに、振動障害研究会がどのような検討結果をまとめるかが注目されていたが、今学会において、

地域のページ

東大阪

出張針灸報告

興味シンシン

三月一日の定例会では、東大阪学給労が一年間取り組んできた「出張針灸治療」の報告がおこなわれた。

ケイワン・腰痛健診で、要治療とされた人などのフォローとして行われてきたこの出張針灸治療。連絡会でも、将来的な拡大も展望して会の取り組みとして位置付けている。

給食センターの治療スペースで週二回延べ四〇〇人を治療し、効果を上げている。松浦診療所長野先生があたっている。

しかし、いくつか問題点も出ている。一つは、センターの地理的不便さ。解決策を連絡会としても考えてほしいとの要望の声があった。

今後の課題は、治療対象者への教育の充実と体操・運動療法の積極的導入で、組合では、今後ストレッチ体操指導に取

り組んでいくとのこと。ところで、全港湾米運分会からは、港の針灸学習会の成果を生かして、職場で針を打ち合っていとの話があった。「東大阪でもできなさい」「うちの組合からも学習会に参加させたい」と皆興味津々。

結局、次回の定例会は「針灸学習会」からの報告を米運分会にお願いしようとすることになった。定例会は、四月はお休み、次回五月の予定。

大阪東南

官民連帯!

二月二十一日の交流会では、全金オシマ支部の山中さんが、この交流会の意義（命と健康を守るために、知識習得、労働基本権を守る拠点として）などについて考え方述べたり、地域合労福祉部会の小松さんが、各職場の紹介をしながら、

民間保育所の置かれている状況について報告したりといった形で、ちょっと世間

話みたいになった。この日、先日結成された地域合労太陽保育園分会の方々が参加され、支援を訴えたが、職業病以前に使い捨て低賃金の民間保育所の事態に如何にせまっていくのか、大いに考えさせられた。

東南交流会では、大阪市職民生局支部、大阪地域合同労組の官民の保育労働者が比較的多く結集しておりこれまで、保育労働者の職業病問題を何回かテーマにしてきた。三月一七日は「反行革の闘い」と題して福山民生局支部長が大阪市が抱える問題全般にわたって講演を行った。講演後の討論では、組合結成を理由とする解雇攻撃が先の太陽保育園分会にかけられており、しかも、「無資格保母の是正を求めた市の行政指導」が解雇の口実に使われているので、ぜひ、地域における官民保育労働者の協力・共闘を進め欲しくとの問題提起が、地域合労からあった。

前線から

結核患者看護による結核



大阪

業務外見解に 怒り爆発！

地域合同山紀分会

西成区の山

の交渉を行った。

紀会山本第一病院の看護婦Bさんは、昨年、重症の結核患者の看護によって感染し、阿倍野労基署に労災申請中。しかし、阿倍野署は、四月に入り、業務外見解を示してきたため、四月八日、大阪地域合同労働組合本部、同山紀分会、安全センターは、署労災課長、担当官に対し抗議

性といつてもBCGによる強制陽転が非常に多いことなどを考えあわせれば、「就労前陽転者についてははじめから疑ってかかる」ことは、社会情勢、職場の実態を無視した全く前近代的基準と言わなければならない。現に、地公災基金においては、「特段の反証のない限りは職業病として認定する」として扱われている。二人の主治医意見は、「業務による感染は否定である。皆さんの注目と協力を訴えきない」と患者感染の可能性を肯定している、重症結核患者を看護した事実は明確、にもかかわらず「業務外」で、あるわけはない。

安全センターは今後、労基署交渉等において、認定基準の不當性とそれに固執する労基署を徹底的に追及していく。会員、読者の皆さんに最大限取り組むことにしている。会員、読者の皆さんの注目と協力を訴えきない」と患者感染の可能性を肯定している、重症結核患者を看護した事実は明確、にもかかわらず「業務外」で、あるわけはない。

安全センターは今後、労基署交渉等において、認定基準の不當性とそれに固執する労基署を徹底的に追及していく。会員、読者の皆さんに最大限取り組むことにしている。会員、読者の皆さんの注目と協力を訴えきない」と患者感染の可能性を肯定している、重症結核患者を看護した事実は明確、にもかかわらず「業務外」で、あるわけはない。

西成区の山の交渉を行った。このなかで判明したことには、労基署側がこれまで収集した資料によつても十分認定できるにも関わらず、「就業以前にツベルクリン反応検査が陽性であった事例はいずれも業務外になつていて」としている労働省の認定基準解説書を持ち出して「難しい」としていること。しかし、現在は結核感染の可能性が非常に低くなっていること、また、陽



出稼労災で裁判所が

コンクリート ブレーカーの実験

柴田出稼労災訴訟のコンクリートブレーカー作業の実験が、四月七日に東大阪市菱江にて行われた。

この実験は、深夜の道路工事現場で脳卒中を発症した柴田氏の作業負担について、できる限り発症時に近い条件で人体にどういう影響が現れるかということを裁判所が知るために行われたもので、被告労基署側と原告側立ち合いのもとに行われた。コンクリートブレーカーは原被告双方で用意し、アスファルトも実験用

に臨時に設営したもので、

作業員三人が十分間連続使用し、その前後に血圧測定を行った。結果は血圧には大幅な変動を来たと言えなかつたが騒音は一〇〇ボンを示し、連続夜間作業であった柴田氏の作業状況を考えると、その負担の大きさを示すものとなつた。

あいにくの雨で、実験条件は良いとは言えなかつたが、裁判官自身も作業を体験し、勝訴へ向かって一步前進した実験であつたと言つてよいだろう。

和歌山

元請会社の 下請会社の労災 「不完全工事に原因」

水道工事の下請会社で、

パイプの穿孔作業を専門に行つてゐるK土木の社員Aさんは、昨年の二月に工事を行つた和歌山市の現場に行き、掘り出してある水道管の所で作業をしていたところ、急に付近の土砂が崩れ始め、左足膝部をはさまれ損傷を受けた。

行うことにしている。

Aさんは、現在業務上災害として療養中であるが、K土木では災害発生原因は元請けのO建設の不完全な工事にあるとして、O建設に対して損害賠償の請求を

建設、土木作業における

災害は、複雑な請負関係にまぎれて、その責任が曖昧になることが極めて多いの

が現状で、結局労働者がなきねいりという結果になることが多い。この事件についても、労基署の監督指導の事後処理で、K土木に対する指導に重きを置くなど的外れと言える問題が発生している。今後、こうした面からもAさんの災害の責任をはつきりさせる取り組みをしなければならない。



胸部レントゲン撮影を考える

(5)

放射線被曝と労働研究グループ

II 放射線

放射線の量を示すのにいろいろな

も、遠く離れた場所での単位時間あ

単位がある。キュリーは放射性物質

たりのレントゲン数は低くなる。キ

の量を表す。放射線を光に例えれば、
ユリー数とその放射線のエネルギー

がわかり、どのくらい距離があるか
いわば光源の強さ、電球が何ワット

かということにある。ただしX線

がわかれれば、その場所でのレントゲ

はX線管から発生するから、放射性
物質の量 — キュリーとは関係ない。

ユリー数とその放射線のエネルギー

レントゲン（照射線量）は、ある場

所でのX線・γ線の強さを示すもの

一作業である。それは放射線の種類

から与えられたエネルギーを示し、

（電磁波「X線・γ線」か）・エ

ネルギー、等によって放射線と物質

の相互作用がそれぞれ異なり、ひき

る光で言えばある場所の明るさである

おこされる影響もいろいろだからで

ユリー数が大きな強い放射性物質で

ある。

3
紹介

射線の吸収線量もフィルムで測定することができる。) X線の場合、一レントゲンの照射にさらされると、約一ラドの吸収線量になる。

最後に、レム(線量当量)はラドと同じ吸収線量であるが、放射線の種類やエネルギーにより生体への影響が異なる点を修正したものである。例えば α 線は一ラドが一〇レムに修正されるが、X線の場合は一ラドは一レムと考えてよい。

さて、"五〇〇ラドの被曝を受けた"等という表現をよく使う。先にX線、 γ 線を一〇〇〇ラド全身に照射すれば確実に急性死亡すると述べた。一方、癌の治療にX線照射を行うことがある。一般に癌治療の標準的な線量は一日二〇〇ラド、週五日間(つまり、一週間あたり一〇〇ラド)、これを六週間続けて計六〇〇〇ラド程度にする。これだけの線量を被曝しても患者はその被曝の為に直ちに直接生命を奪かされること

はない(それゆえ、治療として成立する)。あるいは手足に低エネルギーX線や β 線を受け、一〇〇〇ラド程度の皮膚への被曝となつたとする。この時皮膚は激しい放射線皮膚炎となるが、この為に直ちに直接生命が奪かされることはない。

これは一体どうしたことだろう。何故同じ一〇〇〇ラドの被曝で死ぬこともあるれば死がないこともあるのだろうか。

それは放射線の種類やエネルギー、照射された場所により、"被曝の型"が異なるからである。被曝の型が異なることにより、損傷を受ける体の組織が異なり、その為に生ずる影響が変わってくるからである。

吸収線量ラドは一グラムあたりの吸収エネルギーであると述べた。一〇〇〇ラドの被曝と言えば、如何なる場合でも生体組織一グラムが一〇万エルグのエネルギーを吸収しているに変わりはない。言いかえれ

ば、被曝した組織は一グラムあたり一〇万エルグに相当する、電離作用という形の猛烈な爆撃にさらされているわけである。問題はこの爆撃がどの組織を攻撃しているかということである。

低エネルギーX線や β 線が皮膚に照射された時、放射線の爆撃にさらされるのは、深さで言えばせいぜい数センチメートル、少なければ数ミリメートルの範囲であろう。この範囲の表皮から真皮に至る組織は一〇〇〇ラドの被曝であれば相当な炎症をひきおこすであろう。しかしながらこれが骨髄や消化器に致命的な被曝を与えるかと言えば、そういうことはならない。X線や β 線が骨髄や消化器の深さまで透過せず、従つてそこで吸収線量は一〇〇〇ラドよりはるかに低いからである。

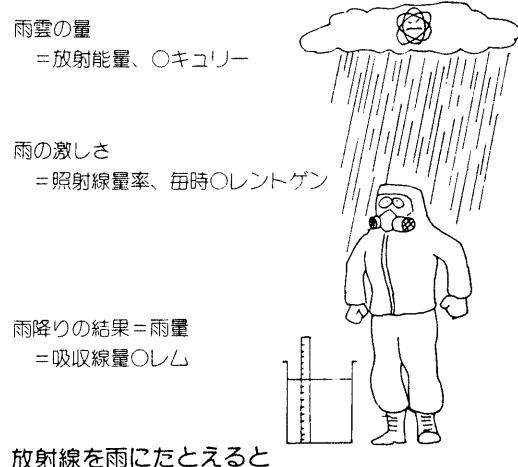
骨髄

骨髄は骨の中心部に存在する造血組織である。子供の骨ではいたるところに造

血機能を持つ赤色骨髓が存在するが、成人すると骨のごく一部に赤色骨髓を残し、その他の骨髓は黄色の脂肪組織におきかれる。成人の赤色骨髓は骨盤・大腿骨・肋骨・胸椎（胸の部分の背骨）・腰椎（腰の部分の背骨）・仙骨（骨盤部の背骨）・頭骨・上腕骨・胸骨・肩甲骨等に多く、全重量は八百グラム程度に達する。骨髓への被曝はその組織に記録され、総被曝線量に比例して白血病になる確率が高くなる。つまり白血病は、造血組織である骨髓の異常による血液の癌である。

それに対し、線等で考えられる全身照射で一〇〇〇ラドの被曝を受けたとすると、この場合は全身のあらゆる組織が均等に一グラムあたり一〇万エルグの爆撃を受けたと考えねばならない。つまり、身体の放射線が入射する側と、放射線が透過していく側の組織が（従ってその間の全身の組織が）どちらも一グラムあたり一〇万エルグの攻撃にさらされるわけである。いわば蜂の巣状態であるが、とりわけ直ちに（約二週間以内に）生命が失われる原因是、骨髄と消化器が一〇〇〇ラドの被曝にさらされることである。この組織に対するこの量の被曝が、急性死をもたらす致命傷である。その結果、血液の生成が停止して白血球がますます急減し、細菌感染症に抵抗できなくなり、一方消化器（特に腸管）の機能が失われ下痢、脱水を止められなくなるのである。

一方放射線治療の場合には、標的である癌組織には、約六〇〇〇ラドの被曝を（普通六週間かけて、であるが）受けさせねばならない。しかも患者が放射線の為に急性死をおこしては治療として成り立たない。従つて治療の為の照射については、まず治療対象が限られる。癌のすぐそばに、照射によって致命的な損害を受ける健康組織があるような場合は、最初から放射線の利用は考えられない。更に照射時は、照射する必要のある範囲を厳密に区画し、照射の必



の放射線治療をほどこすことは不可能である。それは前に述べたように、照射を受けた生体組織に六〇〇〇ラド被曝の記録がきざみつけられるからである。

なお、比較の為に一〇〇〇ラドのレベルの話を続けているが、この線量は極めて大きな線量である。γ線の全身被曝ならば、一〇〇ラドの被曝で急性死亡が発生しはじめる。三〇〇～五〇〇ラドの被曝を受ければ急性死亡の確率は五割を越えるのである。急性死亡をまぬがれた場合でも、あらゆる型の被曝に対し、それに応じて発癌の危険性が高くなる。皮膚表面に集中する被曝でも、その為に急性死亡をおこすことは少ないが、皮膚癌をはじめとする発癌の高い確率を一生しょいこむことになる。

* 二月号の「胸部レントゲン撮影を考える④」の16ページの図1は、下の表1の誤りでした。お詫びして訂正します。

表1 公式統計からみた各国の呼吸器結核死亡率(1974～1977年¹⁾)

人口10万対率	< 2	2～5	6～10	11～20	>20
アフリカ	ベニン、ブルンジ、ガボン、リベリア、ギニア・ビソー、マリ、モサンビーク、ニジェール(全)	アンゴラ、チャド、マダガスカル(推)、モーリシャス、タンザニア、ジンバブエ	エジプト、レソト、ザンビア		ボツワナ(28.8) ジブーチ(39.6)
南北アメリカ	バミューダ、ドミニカ、カナダ、ハイチ(全)、米国	アンチグア、バルバドス、バハマ、コスタリカ、グレナダ、キューバ、グアデルーペ、ホンジュラス、マルチニク、ニカラグア、トリニダードドバゴ、ウルグアイ	アルゼンチン、ペリーズ、コロンビア、ドミニカ、エルサルバドル、ペルトリコ、サンタルチア、セントヴィンセント、ベネズエラ	チリ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ	
アジア	イラン、イラク、アフガニスタン(全)、イスラエル、ラオス、スー丹、シリア	バーレーン、マレーシア	香港、日本、クウェート、サバ、トルコ	シンガポール、タイ	フィリピン(63.9)
ヨーロッパ	デンマーク、英国、アイスランド、ルクセンブルグ(全)、北アイルランド、マルタ、オランダ、ノルウェー、スコットランド、スウェーデン	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコスロバキア、フィンランド、フランス、東独、西独、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルーマニア、スイス	ハンガリー、ポルトガル、スペイン、ユーロスラビア	ポーランド	
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド	太平洋諸島(推)、ニューカレドニア(全)、パプアニューギニア		仏領ポリネシア	ギルバート島(22.7)

(全)全結核、(推)推定値、「最も新しい値を採用

トランペット奏者の

脳卒中労災 交渉・調査・ヤマ場へ — 脳・心臓疾患の認定闘争の強化を！

昨年四月に大阪芸能労組が労災申

請を行った、大阪ミナミにあるダンスホール「メトロ」の生バンドのトランペッタ奏者Kさんの脳卒中について、所轄の天王寺労基署との交渉がヤマ場を迎えている。

Kさんが倒れたのは、一昨年十二月十八日のステージの上でのことであつた。おりしもその日は、クリスマスシーズンの特別番組が開始された日で、ゲストの歌手を入れて通常とは異なる演奏を始める日であつた。いつもはスタンダードなダンスマュージックを演奏しているのだが、クリスマスと正月だけは特別に歌手を

入れた演奏を行うことにしている。

たことであつた。

脳卒中発症の原因について調査をする中で判明したことは、①発症直前の八時前に寒風吹きすさぶステージ裏の外気に触れる場所で（当日の大阪の最低気温はマイナス三℃）、所見の譜面をもとに演奏の練習をし、暖房が効き照明のライトの熱も重な

った暑いステージに移った直後の発症であること、②同バンドは会社側の組合敵視政策による解雇攻撃を受け、長期にわたる争議を続け、その間特別番組の演奏から排除されていましたが、争議の一応の決着がついて実

に五年ぶりの特番演奏の初日であつた。Kさんは倒れたのは、一昨年十二月十八日のステージの上でのことであつた。おりしもその日は、クリスマスシーズンの特別番組が開始された日で、ゲストの歌手を入れて通常とは異なる演奏を始める日であつた。いつもはスタンダードなダンスマьюージックを演奏しているのだが、クリスマスと正月だけは特別に歌手を

循環器系疾病の労災認定に関しては、新認定基準の作成を労働省が行っているなどの状況の中で、極めて厳しいといえ、今後の取り組みが重要と言える。会員読者諸氏の協力、注目をお願いしたい。

三月の新聞記事から

三・二一 路面積雪五cmのハイウェーで、観光バスが転落、横転、乗客ら二十人が軽傷（大分）

三・二〇 東北自動車道で、大型トラックや乗用車など計二十七台がスリップしながら衝突、十三台が炎上、一人焼死、七人が重軽傷（宮城）

三・二二 政府の税制改革PRの先頭に立つて奮闘していいた内閣広報室参事官補が、広告代理店と打ち合わせ中に倒れ、死亡（東京）

三・二三 最高裁から被告鐘淵化学工業との和解受諾を受けたカネミ訴訟原告団は、和解受諾を決定、十八年ぶりに油症裁判は決着へ

三・二四 国鉄の「退職前提休職」に応じた新幹線保線区技術係が、その翌日、東北新幹線にとびこみ自殺（宇都宮）

三・二五 一昨年夏の日航ジャンボ機墜落事故で、当時運輸省航空機検査長だった元職員が、農薬自殺（埼玉）

三・二六 労使交渉で過激な発言をして、上司から退職（横浜）

三・二七 動物園の飼育係が、チンパンジー二頭に襲われ、親指を食いちぎられるなどの大けが（天王寺）

三・二八 ビルのエレベーター取り換え工事中、突然上から下りてきたエレベーターで作業員一人が下敷きになり死亡（大阪）

三・二九 加害企業チツソに加えて、国、熊本県を相手におこしていた「水俣病第三次訴訟一陣」の判決で熊本地裁は、国・県の行政責任を認め画期的判決で、患者側の全面勝訴

三・三〇 北海道紋別沖で漁船二隻が衝突、一隻が沈没一人死亡、五人が行方不明（田辺）

三・三一 一日からの営業化を前に、国鉄職員が配転の心労で、首つり自殺（東京）

三・三二 下水道本管切り替え工事現場で、タンク内に有毒ガスが発生、作業員六人が倒れ、一人死亡、五人が重体（東京）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで
定価でお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
も結構です。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場

合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで

機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28